

阿南市指定給水装置工事事業者 各位

給水装置工事設計審査申請手続きの変更について（通知）

平素は、阿南市水道事業にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、阿南市では給水装置工事（以下、給水工事）を施工する際の申請について受託工事方式を採用していましたが、事務の簡素化を図り、申請者及び指定事業者の年度末における工事の計画的な施工を目的として、令和2年4月1日から給水装置工事設計審査の申請手続きについて、下記のとおり変更いたします。

記

1. 主な改正点

- ・工事施工に関しては申請者と指定事業者間での契約に基づき施工をお願いします。市に納入していただく金額については、①設計審査及び竣工検査手数料、②メーター加入金、③市で購入していただく材料費となります。
- ・警察に対する道路使用許可手続きについては指定事業者にご直接手続きを行っていただきます。道路使用許可手数料（2,300円）は直接警察署でお支払いいただくこととなります。
- ・公道部分の舗装復旧工事について、申請者、指定事業者の責任において施工していただくこととなります。なお、仮復旧後から本復旧工事までの間及び本復旧工事から1年以内に舗装の劣化、沈下等が生じ、道路管理者、付近住民等から補修を指示、依頼された場合は対応していただくこととなりますのでご注意ください。

2. その他

給水装置工事承認申請書の参考様式及び「給水工事しゅん工届及び検査請求書」の様式については別添のとおりです。

阿南市水道部水道課
給水係

☎ (0884) 22-3295